

令和6年3月19日

## 輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

旅客不定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程違反が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：薩摩川内市

住 所：鹿児島県薩摩川内市神田町3-22

代表者の氏名：田中 良二

#### 2. 行政指導実施日

令和6年3月19日（火）

#### 3. 行政指導の概要

関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底するなどを内容とする改善措置について、令和6年4月18日（木）までに文書により報告すること（詳細は別紙参照）。

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：池田（いけだ）、山崎（やまさき）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和5年8月18日
事業者名	薩摩川内市
船名	かのこ
発出日	令和6年3月19日
法令違反等の概要	<p>令和5年8月18日(金)、薩摩川内市が経営する旅客不定期航路事業において運航する「かのこ」が、薩摩川内市中甕島黒瀬沖を航行中、本船の左舷エンジンから出火する事故が発生し航行不能となった。</p> <p>この事故を受けて、当局が、9月8日及び11月22日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、<u>運航管理者が運航計画及び配乗計画に関して安全性の検討を行っていない等の安全管理規程違反が確認された。</u></p>
指導の内容	<p>令和6年4月18日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</u></li> <li>2. <u>運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</u></li> <li>3. <u>安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</u></li> <li>4. <u>運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等について、その安全性を検討すること。</u></li> <li>5. <u>運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員が適切に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討すること。</u></li> <li>6. <u>運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。</u></li> <li>7. <u>内部監査を行う者は、安全管理規程第52条に基づき、船舶事業管理者の支援を得て、関係者ととも、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。</u></li> </ol>